

パブリックコメントの意見概要とそれに対する考え方について

意見募集期間

平成 25 年 6 月 13 日～7 月 12 日

意見受付数

電子メール	ファックス	郵 送	合 計
442通	48通	57通	547通

「意見の概要」とそれに対する「考え方」

1. 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

第1 基本的考え方

「ペットが生活に欠かせない存在」と断言するまでには至っていないので削除すべきご意見を踏まえて「ペットが伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在になりつつある一方、」と修文します。

より動物の立場に立った記述に修正すべき

当該基本指針は、国として動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するために策定するものであるため、それを踏まえた記載としています

第2 今後の施策展開の方向

施策の対象となる動物に「野生動物」や「水生動物」も含まれる表現とすべき

施策の対象となる動物は、人が所有又は占有している動物であり、いわゆる「野生動物」はその対象とはなりません。「水生動物」については人が所有又は占有していれば施策の対象となります

2 施策別の取組

「平成 35 年度」を「速やかに」や「平成 29 年度」のままとすべき

当該基本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を 10 年間という一定期間の中で総合的に推進するための基本的な指針を定めたもので、概ね 5 年ごとに見直しをすることとなっています。今回の見直しにより、計画期間も見直すものです

(1) 普及啓発

動物との触れ合い事業について、動物のストレスだけでなく、「苦痛の軽減」も追加すべき
ご指摘の点については、「適切な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮」に含まれています
学校飼育動物についても動物へのストレスが大きいと、今後廃止する方向性を記述すべき
学校飼育動物については、適正な管理が行われるよう検討していくこととしています。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

「犬猫の引き取り数を平成 35 年度には 10 万頭を目指す」について、「平成 29 年度」とすべき
基本指針全体の施策取組の目標年を「平成 35 年度」とすることから、引き取り数の目標年も「平成 35 年度」としています

目標について、犬と猫の数値を分けて記載すべき

国としては、犬猫合わせた全体としての引き取り数の削減を進めていく必要があることから「犬及び猫の引き取り数」としています

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

地域猫対策について「地域住民の合意の下に」を削除すべき。飼い主のいない猫を減らすため

の活動は、ボランティアで行われており、その取組を細かく規定しすぎてハードルをあげたり、厳しく縛りつけるべきではない。

ご意見を踏まえて「地域住民の十分な理解の下に」と修正します

地域猫対策についての国の支援を明記すべき

国としても「地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援」を推進していきたいと考えております

特定動物について「原則飼養すべきでない」旨の記述を追加すべき

いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

(4) 所有明示(個体識別)措置の推進

販売する犬猫だけでなく飼養する犬猫へのマイクロチップの義務化を検討すべき

マイクロチップの義務化は検討すべきでない

改正法附則において、国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップの装着を義務づけることに向けて検討することとされています

(5) 動物取扱業の適正化

動物取扱業に対する監視指導にあたり、幼齢の犬猫だけでなく、繁殖に供される親についても適正飼養がなされているか監視すべき

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目第5条第3号において、動物の繁殖方法について規定されているほか、改正法においても犬猫等販売業者は犬猫等健康安全計画の作成にあたり、繁殖の用に供される犬猫についての健康及び安全を保持するための体制の整備を記載し、それを遵守することとなっています

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

「動物を科学上の利用に供することは必要不可欠なもの」という表現は削除すべき

動物を科学上の利用に供することは必要不可欠なものと考えております

国や自治体は実験動物施設の把握を行うことといった文言を追加すべき

指針では「国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行うこと。」としており、基準の遵守状況については今後も実態把握を行います。

基準遵守状況についてインターネット等により公表することについての文言を追加すべき

基準の遵守状況については毎年アンケート調査を実施し、その結果を中央環境審議会動物愛護部会に報告するとともに、環境省ホームページに掲載しています

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の福祉により配慮した表現に修正すべき

産業動物の適正な取扱いについては、今後の国際的な動向も踏まえながら検討することとしている他、災害時における取扱いについての記述を追加しております

(8) 災害時対策

救護すべき動物の対象を実験動物や産業動物、水生動物等まで含めた記述とすべき

救護等すべき動物の対象については、少なくとも家庭動物(犬、猫等)は含めていただきたいと思います。と考えていますが、その範囲については地域の実情や災害の種類に応じて自治体毎に判断されるものと考えます

(9) 人材育成

国や自治体職員に対するアニマルウェルフェアの知識の習得に対する支援等を記載すべき

ご指摘の点については、「国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと」に含まれています

(10) 調査研究の推進

産業動物や実験動物等の福祉や保護体制についても調査研究を推進する記述を追加すべき

ご指摘の点については、「関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと。」に含まれています。

第3 推進計画策定

計画策定にあたっては、パブコメだけでなく、タウンミーティングの開催等も追加すべき
ご指摘の点については既に含まれており、具体的な取組みについては各都道府県において検討されるものと考えます。

2. 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

第1 一般原則

終生飼養の責務だけでなく適正飼養の責務も追加すべき
終生飼養には、適正飼養の考え方も含まれています。

第3 共通基準

「虐待のおそれがある」を「虐待である」に修正すべき
当該規定は法第44条に規定する愛護動物だけでなく、人に所有又は占有されている動物を含めて家庭動物等と定義していることから、原案どおりの表現が適当であると考えています。
改正案の「みだりに、疾病にかかり～」の「みだりに、」は不要ではないか。
単に「疾病にかかったものの保護」と「負傷したものの保護」を行わないことが虐待にあたるおそれがある行為ではなく、「みだりに」行わないことが虐待となるおそれのある行為であるため、原文のままとします。

第4 犬の飼養保管基準

飼養施設や飼養環境の基準について、より具体的な数値を記述すべき
解説書等において、必要に応じて明らかにすることとします。

第5 猫の飼養保管基準

地域猫対策において「地域の住民の合意の下に」は削除すべき
ご意見を踏まえて「地域住民の十分な理解の下に」と修正します

第6 学校、福祉施設の飼養保管

原則として学校では動物を飼養すべきではない
本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。

その他の意見

野良猫へ餌を与えている人を飼い主と位置づけて、責任を明確化すべき
所有者かどうかの判断については、個別の事案ごとに判断されることとなります。

3. 展示動物の飼養及び保管に関する基準

第1 一般原則

展示動物の殺処分について「できる限り苦痛を与えない方法」の「できる限り」は削除すべき
動物愛護管理法においては、できる限り苦痛を軽減することとされています。

第2 定義

動物の定義について、すべての脊椎動物等とすべき
動物愛護管理法に基づく動物取扱業の対象としている動物との整合や動物の飼養保管の実態等を考慮し、哺乳類、鳥類、爬虫類を対象動物としているものです。

第3 共通基準

緊急時対策として、自家発電装置の設置や消火設備の整備等の記述を追加すべき
解説書等において、必要に応じて明らかにすることとします。

「殺処分は獣医師等によって行われるように努めること」を「殺処分は獣医師によって行われるようにすること」とすべき

獣医師によって行われることが望ましいことと考えますが、獣医師以外の者が行わざるを得ない場合もあると想定されることから「等」としています。また、本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。

第4 個別基準

動物の演芸については「演芸をさせてはならない」とすべき

本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。

販売動物の展示について、「過度の苦痛を与えないように」の「過度の」を削除すべき

動物の健康及び安全の確保を図る上では、著しい支障が生じるおそれがある苦痛の防止策を講ずることで十分であると考えています。

4．実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

第1 一般原則

「動物を科学上の利用に供することは～必要不可欠なもの」は削除すべき

動物を科学上の利用に供することは必要不可欠であることから、修文の必要はないものと考えています。

「可能な限り～検証を行うよう努めること」を「必ず～検証を行うべき」と修正すべき

本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であること等から、これを踏まえた表現としているものです。

第2 定義

実験動物の定義について「すべての脊椎動物等」とすべき

現時点では、追加する必要はないものと考えています。

第3 共通基準

「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」は削除すべき

動物愛護管理法第41条において「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」と規定されていること等から、「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」規定するものであると考えています。

第4 個別基準

「動物が耐えることのできないような痛みを与えてはならない」といった文言を追加すべき

動物愛護管理法第41条において「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」と規定されていること等から、「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」苦痛の軽減を図るものであると考えています。

第5 適用除外

この基準は、畜産や育種改良を目的とした実験動物の飼養保管には適用しないとされているが、それらについても適用させるべき。

畜産目的で飼養及び保管をされる動物には「産業動物の飼養保管基準」が適用されることから、この適用除外は必要であると考えています。

5．産業動物の飼養及び保管に関する基準

第1 一般原則

「アニマルウェルフェアへの配慮」といった文言を追加すべき

御指摘の趣旨については、第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における改正部分に含ま

れています。

第2 定義

産業動物の定義について「すべての脊椎動物等」とすべき。この基準に魚類も含めるべき。現時点では、追加する必要はないものと考えています。

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

「飼養・管理者は、『5つの自由』(飢餓と渇きからの自由、 苦痛、 傷害又は疾病からの自由、 恐怖及び苦悩からの自由、 物理的、 熱の不快感からの自由、 正常な行動ができる自由) を、飼養動物に対して保証しなければならない。」を追加すべき
御指摘の趣旨については、第1 一般原則における改正部分に含まれています。

第4 導入・輸送に当たっての配慮

「産業動物を生きたまま輸出入することを禁止する」を追加すべき。
本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、輸出入の禁止など強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。

第5 危害防止

災害時の対策について、実験動物と同じようにあらかじめ計画を作成等させるべき
現時点では、追加する必要はないものと考えています。

6. 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について

所有明示措置の中で「入れ墨」は削除すべき

入れ墨は一部の犬の識別方法等として、行われているものであると考えています

マイクロチップの所有者情報の更新について「購入者への周知に努めること」を「周知すること」とすべき

本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。

7. 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

第1 犬及び猫の引取り

第1の2において「引取りの拒否を行った場合は、該当動物がその後どのような飼養が行われているかを定期的に確認と指導をしなくてはならない」を追加すべき

ご意見を踏まえ、「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、」と修文します。

引取り場所の指定は「保健所及び動物管理センター等」に限定した記述を追加すべき。

引取り場所については、地域の実情に応じ多様であることから、原文どおりの表現が適切であると考えています

所有者が判明しない犬猫の引取りに当たっては、「都道府県知事等は、都道府県警察との間で遺失物を預かるという前提で協力体制を構築すること。」といった文言とすべき

ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。

第4 処分

「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。」に、

「ただし、出来るだけ生存の機会を与えなければならない」を追加すべき

ご指摘の趣旨については、第3の規定に盛り込まれていると考えています

第5 死体の処理

「ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。」

を削除すべき

現時点では、当該規定を削除する必要はないと考えています

8. 今回の意見募集とは直接関係ない意見

対面説明、現物確認が必要な対象動物から「爬虫類」や「鳥類」を除外すべき

生体販売は禁止とすべき

アニマルポリスを設立すべき

ペット税を導入すべき

罰則を強化すべき等

いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。